

介護老人福祉施設重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(千葉県指定 第1275300208号)

当施設はご入居者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

社会福祉法人 慈徳会

特別養護老人ホーム ささがわ

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人
2. ご入居施設
3. 居室の概要
4. 職員の配置状況
5. 契約締結からサービス提供までの流れ
6. 当施設が提供するサービスと利用料金
7. 施設利用の留意事項
8. 損害賠償について
9. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）
10. 残置物の引き取りについて
11. 緊急時における対応
12. 事故発生時の対応
13. 非常災害時の対応
14. 高齢者虐待防止について
15. 身体拘束について
16. 秘密保持と個人情報の保護
17. 苦情の受付について

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人慈徳会
- (2) 法人所在地 千葉県香取郡東庄町笹川 い4714・188
- (3) 電話番号 0478-79-5800
- (4) 代表者氏名 理事長 岡野 久
- (5) 設立年月日 平成28年7月13日

2. ご入居施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 3階建
- (2) 建物の延べ床面積
 - 1階 1022.00㎡
 - 2階 730.30㎡
 - 3階 704.00㎡
 - 計 2456.30㎡
- (3) 施設の種類 指定介護老人福祉施設（平成30年2月28日指定）
千葉県1275300208号
- (4) 施設の目的 指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご入居者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的としています。当施設では、ご入居者に日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。
- (5) 施設の名称 特別養護老人ホーム ささがわ
- (6) 施設の所在地 千葉県香取郡東庄町笹川 い4714・188
- (7) 電話番号 0478-79-5800
- (8) 施設長（管理者）氏名 施設長 後藤 俊和
- (9) 当施設の運営方針
高齢者の人格を尊重し、周囲に受け入れられ尊重されることを支援するケア、パーソンセンタードケアを取り入れ、ご入居者一人一人の人格を尊重したサービスを提供します。
- (10) 開設年月 平成30年 3月 1日
- (11) 入居定員 60人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

施設では以下の居室・設備をご利用いただけます。入居される居室全室個室となります。ユニットの設定につきましては、ご入居者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合があります。

居室・設備の種類	室数	備考
居室 (全室個室)	60室 (1室12.32㎡)	ユニット数…6 (1ユニット10室) 居室の設備…ベッド(寝具一式)、収納棚枕元灯、洗面台、ナースコール、カーテン
共同生活室 (食堂含む)	6室	各ユニットに設定
洗面設備	66箇所	各居室、各共同生活室に設定
便所	18箇所	各共同生活室等に設定
浴室(個浴)	3室	各フロアに設定、一般浴槽
浴室(特別浴)	4室	1階：特殊浴槽(仰臥位式) 1.2.3階：特殊浴槽(座位式)
多機能室	1室	2階
医務室	1室	2階
面談室	1室	1階

上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご入居者から居室またはユニットの変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご入居者の心身の状況により居室またはユニットを変更する場合があります。その際には、ご入居者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項：プライバシーを確保し、快適な住空間を提供します。

4. 職員の配置状況

ご入居者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	従事するサービス種類	常勤換算	指定基準
施設長	業務の一元的な管理	1名	1名
事務長	事務にかかる管理	1名	必要数
生活相談員	生活相談及び指導	1名	1名
介護支援専門員	ケアプランの作成及び実施	1名以上	1名以上
介護職員	介護業務及び相談、助言	27.4名	20名
看護職員	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健管理衛生	4.1名	3名
機能訓練指導員	身体機能の向上、健康維持のための指導	看護師兼務 1名	1名以上
栄養士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導等	1名	1名以上
医師	健康管理及び療養上の指導	1名	必要数

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では
1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

＜主な職種の勤務体系＞

職種	勤務体制
1. 医師	毎週火曜日 12時～18時 毎週水曜日 10時～18時 毎週金曜日 12時～18時 毎週土曜日 12時～18時 ※都合により変更有
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 （1ユニット毎の配置） 早番： 7：00～16：00 1名 遅番： 11：30～20：30 1名 13：30～22：30 1名 夜勤： 22：00～ 7：00 1名 （遅番・夜勤は2ユニットでの配置となります）
3. 看護職員	日勤： 8：00～17：00 3名以上

4. 歯科医師	毎月1回 第4水曜日 14:30～ ※都合により変更有
---------	--------------------------------

5. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご入居者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）

- ① 入居前面接にて当施設の生活相談員がアセスメントを実施し施設サービス計画の原案作成に必要な調査等を担当し、施設ケアマネージャー（介護支援専門員）に情報提供をします。



- ② その後の施設サービス計画の見直しについては、6ヶ月に1回、もしくはご入居者及びそのご家族等の要請に応じて、もしくはご入居者の身体状況の変化があるとき、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご入居者及びそのご家族等と協議して施設サービス計画を変更します。



- ③ 施設サービス計画が変更された場合には、ご入居者及びそのご家族等に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。



6. 当施設が提供するサービスと利用料金

ご入居者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の金額をご入居者に負担いただく場合があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、居住費、食事を除き、通常9割が介護保険から給付されます。所得に応じて2割、もしくは3割負担になる方もおります。

<サービスの概要>

① 居室の提供

- ・ ユニット型全室個室となっており、個室を提供いたします。

② 食事

- ・ 当施設では栄養士作成の献立表により栄養状態の管理、ご入居者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご入居者の自立支援のため離床して共同生活室にて食事をとっていただくことを原則としています。
- ・ 疾病等を有する者には、医師の指示によりその症状に適した献立及び調理により食事を提供します。

(食事時間) 朝食： 8：00～10：00

昼食：12：00～14：00

夕食：18：00～20：00

③ 入浴

- ・ 入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・ 寝たきりの方も機械浴槽を使用して入浴することができます。
- ・ 体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、実施するものとします。

④ 排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、ご入居者の個々の身体状況に応じた排泄方法にて援助を行います。

⑤ 機能訓練

- ・ 入居者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥ 健康管理

- ・ 医師や看護職員が、健康管理を行います。
- ・ 必要に応じて、協力病院への外来受診も配慮します。
- ・ 毎週水曜日 10時～11時30分 ※都合により変更有。 医務室及び居室において内科診療や健康相談サービスを受けることができます。

⑦ 生活相談

- ・ 生活相談員が、介護以外の日常生活に関することも含め相談に応じ、支払や申請代行等便宜生活支援を行います。

⑧ その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、医師より制限のある方以外は離床に配慮します。
- ・ 生活リズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう努めます。

- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

<サービス利用料金>（契約書第5条参照）

下記の料金表によって、ご入居者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。

（利用料金）

1、介護サービス利用料

①介護福祉施設サービス費

要介護1	670円
要介護2	740円
要介護3	815円
要介護4	886円
要介護5	955円

- ② 看護体制加算 1日あたり 12円
- ③ 初期加算 1日あたり 30円
- ④ 外泊時加算 1日あたり 246円
- ⑤ サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 1日あたり 18円
- ⑥ 若年性認知症入所者受入加算 1日あたり 120円
- ⑦ 個別機能訓練加算 1日あたり 12円
- ⑧ 褥瘡マネジメント加算 1カ月あたり 3円
- ⑨ 口腔衛生管理加算 1カ月あたり 90円
- ⑩ 処遇改善加算（Ⅰ） 介護報酬額の14.0%
- ⑪ 看取り介護加算
 - 死亡日以前31～45日 1日あたり 72円
 - 死亡日以前30～4日 1日あたり 144円
 - 死亡日前日・前々日 1日あたり 780円
 - 死亡日当日 1,580円
- ⑫ 夜勤職員配置加算（Ⅱ） 1日あたり 18円
- ⑬ 常勤医師配置加算 1日あたり 25円

- ☆ 初期加算として、入居日から30日間は「3. サービス利用に係る自己負担額」に1日あたり30円加算されます。
- ☆ ご入居者が入院及び外泊等をされた場合、1カ月に6日を限度として、外泊時費用が1日あたり246円加算されます。
- ☆ 市町村が発行する『高額介護サービス費承認通知書』を持っているご入居者は、1割負担が一定限度額を超えた場合、払い戻しされる「高額介護サービス費」の支給を受け負担額が軽減されます。
- ☆ 医師による医学的見地に基づき、回復の見込みがないと診断されたご入居者についてその人らしさを尊重した看取りができるよう看取り介護を行った場合は、看取り介護加算が算定されます。死亡日以前31～45日は1日あたり72円、死亡日以前30～4日

は1日あたり144円、死亡日前日・前々日は1日あたり780円、死亡日当日は1,580円が加算されます。(最大45日)

- ☆ 社会福祉法人による利用者負担軽減制度の適用を受け、市町村が発行する「社会福祉法人等による利用者負担減免確認証」を持っているご入居者は負担額が軽減されます。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご入居者の負担額を変更します。
- ☆ 介護保険サービスは、非課税になっています。
- ☆ 上記の料金表や他介護保険自己負担分について、保険単位数1単位当たりの単価が10円となっております。

(2) (1) 以外のサービス (契約書第4条、第5条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご入居者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①食事の材料及び調理に係る費用 (食事代)

ご入居者に提供する食事の材料及び調理にかかる費用です。

料金：1日あたり1,650円

②居住費

施設の利用代と光熱水費相当分です。

料金：1日あたり2,066円

- ☆ 外泊時 (入院時を含む) におかれましても、ご入居者は所定の居住費を当施設に支払うものとします。

- ☆ 市町村が発行する『介護保険負担限度額認定証』を持っているご入居者は、特定入所者介護サービス費の支給を受け、居住費・食事代が軽減されます。(別表による)

〔別表〕 特定入所者介護サービス費に関する居住費・食費の負担限度額

利用者負担段階区分	食費 (1日あたり)	居住費 (1日あたり)
第1段階	300円	880円
第2段階	390円	880円
第3段階①	650円	1,370円
第3段階②	1,360円	1,370円
第4段階	1,650円	2,066円

③特別な食事、医療食品等

ご入居者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。また、医療食品 (トロミ剤) 等の使用も負担していただきます。

利用料金：要した費用の実費

④理髪

1ヶ月に2回、理容師の理髪サービス (調髪) をご利用いただけます。

料金：カット 1,650円 丸刈り 1,100円 顔そり 550円

⑤貴重金品の管理

ご入居者の希望により、貴重金品管理サービスをご利用いただけます。

料金：1カ月あたり1,000円

⑥レクリエーション、クラブ活動

ご入居者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。クラブ活動については、材料代等の実費をいただきます。

⑦複写物の交付（サービス提供記録の閲覧）

ご入居者又はその家族は、サービス提供についての記録（介護、看護等）をいつでも閲覧できます。ご希望がありましたら、担当職員までお申し出ください。また、複写物を必要とする場合には実費（複写物 A4 サイズ1枚につき10円）をご負担いただきます。

⑧日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご入居者の日常生活に要する費用でご入居者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。（ご入居者が希望される身の回りの日常生活品、嗜好品の購入費用や特別な衣類等のクリーニング費用等）

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑨嗜好品費

食事以外に提供するコーヒー、紅茶、ココア等の飲み物の提供に際し頂戴致します。

料金：1日あたり100円

※全くお飲みならない日は料金を頂戴致しません。1日に何回飲んでも定額となります。

⑩居室に持ち込まれる電化製品についての電気代（料金表別紙あり）

居室にテレビ等私物の電気製品を持ち込まれる場合、下記の通り電気代を負担いただきます。

（料金）	テレビ	1カ月あたり	800円
	携帯電話充電器	1カ月あたり	150円
	電気毛布	1カ月あたり	800円
	加湿器	1カ月あたり	500円

※他の電化製品の持ち込みに関しては要相談とし、電気代実費相当分の負担を頂きます。

※使用開始が月の途中であった場合でも日割り請求ではございませんので月額での請求となります。

※火災等の恐れのある製品についての持ち込みはできません。

⑪買い物代行

ご入居者のご希望に応じた特別な買い物は、基本ご家族様にお願いしておりますが、買い物を代行した場合は、手数料をご負担いただきます。

1ヶ月 1,000円

※ 買い物代行サービスは職員の勤務状況により対応できない場合もありますので予めご了承ください。

⑫移送サービス

ご入居者の個人的な移動の手段として、職員及び車両を利用し移送を行った場合、費用を負担していただきます。(指定医療機関：東庄病院は除く)

町外 1km＝150円を計算して算出した金額

※職員の勤務状況により、対応できない場合もありますので予めご了承下さい。

※複数の職員を要する場合は要相談とさせていただきます。

⑬契約書第20条に定める所定の料金

ご入居者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金については、本来自己負担すべき額を負担していただくことがあります。

ご入居者が、要介護認定で自立または要支援1・2、要介護1・2と判定された場合においても同様といたします。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することが在ります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更をおこなう2カ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払方法 (契約書第5条参照)

前記(1)(2)の料金・費用は、1カ月ごとに計算し、ご請求しますので、指定された貯金口座からの自動振替、又は現金にて翌月末日までに、お支払い下さい。なお、現金にてお支払いをされる場合は8時から16時半までにお問い合わせいたします。(1カ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

(4) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご入居者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものではありません)

協力病院	医療機関の名称 国保東庄病院
所在地	千葉県香取郡東庄町石出2692-15
連絡先	0478-86-1177
嘱託医	医師名 岡野 久
所在地	千葉県香取郡東庄町笹川い4714-49
連絡先	0478-86-5757

(5) 死亡時に係る料金について

ささがわにおいて入居者が死亡した場合

・死亡時のご遺体清掃処置等に関わる特別体制料金

	時間	料金
昼間	8：00～18：00	8,000 円
夜間早朝	18：00～8：00	15,000 円

・その他の物品(使用時のみ)

項目	料金
ゆかた	2,000 円
衛生用品セット	5,100 円

7. 施設利用の留意事項

施設のご利用にあたって、施設に入居されている入居者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持ち込みの制限

入居にあたり、持ち込むものができないものがあります。(詳細は、入居案内を参照いただき、職員にご相談ください。)

(2) 面会

面会時間を特に定めてはおりませんが、8時から17時以外の時間帯にお越しの際はご一報いただきますようお願いいたします。

※来訪者は、必ずその都度面会簿の記入をしていただくとともに、風邪症状等のある方は面会をご遠慮ください。

※なお、来訪される場合、生もの食品や医薬品の持ち込みはご遠慮ください。また、感染症対策にご協力ください。

(3) 外出・外泊（契約書第22条参照）

外出・外泊される場合は、事前にお申し出頂き、外出・外泊簿の記入をお願いします。

(4) 施設・設備の使用上の注意（契約書第9条、第10条参照）

○ 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。

○ 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご入居者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ ご入居者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められた場合には、ご入居者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護に

ついて十分な配慮を行います。

- 当施設の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(5) 喫煙

基本的に館内での喫煙はできません。(館内禁煙)

8. 損害賠償について(契約書第11条、第12条参照)

当施設において、事業者の責任によりご入居者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、ご入居者に故意又は過失が認められる場合には、ご入居者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

9. 施設を退居していただく場合(契約の終了について)

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご入居者に退居していただくことになります。(契約書第14条参照。)

- ①要介護認定によりご入居者の心身の状況が自立又は要支援1・2、要介護1・2と指定された場合
- ②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③施設の滅失や重大な毀損により、ご入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ご入居者から退居の申し出があった場合(詳細は以下をご参照ください。)
- ⑥事業者から退居の申し出を行った場合(詳細は以下をご参照ください。)

(1) ご入居者からの退居の申し出(中途解約・契約解除)(契約書第15条、第16条)

契約の有効期間であっても、ご入居者から当施設の退居を申し出ることができます。

その場合には、退居を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退居することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご入居者が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意または過失によりご入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の入居者がご入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合

2) 事業者からの申し出により退居していただく場合（契約解除）（契約書第17条参照）
以下の事項に該当する場合には、当施設から退居していただくことがあります。

- ①ご入居者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご入居者による、サービス利用料金の支払いが3カ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご入居者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の入居差等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご入居者が連続して3カ月以上病院または診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合（下記※印参照）
- ⑤ご入居者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

※ご入居者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第19条参照）
当施設に入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、次の通りです。

①検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご入居者の負担額を変更します。

②7日以上3カ月以内の入院の場合

3カ月以内に退院された場合には、再び当施設に入居できます。
但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

1日あたり 居住費

③ 3 カ月以内の退院が見込まれない場合

3 カ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。但し、退院できる状態になった場合には、当施設に再び入居できるよう努めます。

(3) 円滑な退居のための援助（契約書第18条参照）

ご入居者が当施設を退居する場合には、ご入居者の希望により、事業者はご入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助をご入居者に対して速やかに行います。

- 適切な病院又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

10. 残置物の引き取りについて（契約書第21条参照）

身元引受人に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。なお、施設荷物の引き取りについては、責任を持って行っていただきます。

11. 緊急時における対応

ご入居者が当施設を利用中に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、又は事業所が定めた協力医療機関に連絡し、措置を講じる等行うとともに、ご家族等の連絡先にもご連絡いたします。

なお、ご家族の連絡先に変更が生じた場合は、速やかに当施設までご連絡ください。

緊急時の対応責任者（医療）看護師 飯島 和代

(介護) 生活相談員 江波戸 芳美

家族等の連絡先

家族等の氏名（続柄）	
住所	
電話番号	

家族等の氏名（続柄）	
住所	
電話番号	

家族等の氏名（続柄）	
住所	
電話番号	

1 2．事故発生時の対応

事故発生時には速やかに事故にあったご入居者のご家族、市町村に対して連絡を行う等の必要な措置を講じ、賠償すべき事故が発生したときには、損害賠償を速やかに行います。

1 3．非常災害時の対応

当施設は、非常災害に備えて定期的に避難、救出、夜間想定を含めその他必要な訓練を実施します。また、消防法に準拠して非常災害に関する具体的計画を別に定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知します。

防火管理者 佐島 達郎

1 4．高齢者虐待防止について

当施設は、ご入居者等の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- （１）研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識の向上に努めます。
- （２）個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- （３）従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が、ご入居者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

1 5．身体拘束について

当施設は、指定介護福祉施設サービスの提供にあたっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」と言う。）を行いません。緊急やむを得ず身体拘束を行う際、次の手続きにより行います。

- （１）身体拘束廃止委員会を設置する。
- （２）「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる態様及び時間その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- （３）入居者又は家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

16. 秘密保持と個人情報の保護（使用同意など）

当事業者及び事業者の使用するものは、サービス提供をする上で知り得た契約者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供が終了した後においても継続します。

当事業者は、ご契約者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、ご契約者の個人情報を用いません。また、ご契約者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等でご契約者の家族の個人情報を用いません。

17. 苦情の受付について（契約書第23条）

（1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付責任者

〔施設長〕 後藤 俊和

○ 苦情受付窓口（担当者）

〔生活相談員〕 江波戸 芳美

○ 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：00～16：30

○ 受付電話番号 電話 0478-79-5800

また、ご意見箱（苦情受付ボックス）を玄関受付、各階に設置しています。

（2）第三者委員による苦情の受付

当施設は、苦情解決委員会に、地域からの中位な立場として以下の第三者委員の方にご参加いただいております。

○ 第三者委員

桜井 芳枝 0478-86-3040

鈴木 和雄 0478-86-1447

（3）行政機関その他苦情受付機関

○千葉県国民健康保険団体連合会介護保険課 苦情処理係

所在地 千葉県稲毛区天台6-4-3

電話番号 043-254-7428

受付時間 8：30～17：30

○ 東庄町保健福祉総合センター

所在地 千葉県香取郡東庄町石出2692-4

電話番号 0478-80-3300

受付時間 8：30～17：15

年 月 日

指定介護老人福祉施設サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

法人名 社会福祉法人 慈徳会
法人所在地 千葉県香取郡東庄町笹川い 4 7 1 4 - 1 8 8
代表者名 理事長 岡野 久

事業者名 特別養護老人ホームささがわ
事業者所在地 千葉県香取郡東庄町笹川い 4 7 1 4 - 1 8 8
管理者名 施設長 後藤 俊和
説明者職氏名 生活相談員 江波戸 芳美 印

指定介護老人福祉施設サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を受けました。

入居者 住所 _____

氏名 _____ 印

身元引受人 住所 _____

氏名 _____ 印

(続柄 _____)

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号第4条の規定に基づき、入居申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。(令和7年5月1日更新)